

令和3年5月11日

保護者の皆様

三木市教育委員会
三木市立三樹小学校
校長 実井 三枝

緊急事態宣言の延長を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について（お知らせとお願い）

日ごろから、本市並びに本校教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、現在の感染状況を踏まえ、国の緊急事態宣言の延長を受け、兵庫県対処方針に基づいた緊急事態措置が延長されました。

保護者の皆様には、「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、引き続き、学校と連携した感染対策をお願いします。

学校においては、今後の感染拡大を最小限に抑えるため、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を実施しますので、ご家庭におきましても、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 三木市の緊急事態措置の延長期間 5月12日（水）～5月31日（月）

2 学校における感染防止対策の徹底

- (1) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。
- (2) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間は、校外活動や参観日、オープンスクールなどは、延期又は中止とします。また、県外での活動は行いません。
- (4) 緊急事態宣言が発出されている期間は、運動場等屋外施設の一般への貸出しは、行いますが、体育館等屋内施設の一般への貸出しは行いません。

3 家庭における感染防止対策の徹底

- (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。
- (2) 登下校時はマスクを着用し、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間、同居のご家族がPCR検査や簡易検査、抗原検査等を受けている場合や発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。その場合は、出席停止となりますので、必ず学校に連絡をお願いします。
- (4) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- (5) 緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛をお願いします。

緊急事態宣言 延長！ 今一度責任ある行動を！

兵庫県への緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

県内の新規感染者数は、依然として連日一日300人以上、一週間平均約400人と多数に達し、このため、入院できない自宅での待機者が1,500人台に上るなど医療提供体制のひっ迫が続き、通常医療にも影響が及んでいます。

これ以上の感染拡大を阻止し収束させていくためにも、今一度県民一人一人が「うつらない、うつさない」との強い自覚を持って、次の責任ある行動の徹底をお願いします。

県民の皆様へ

1. 外出の自粛

- 県全域での不要不急の外出・移動を自粛してください。
特に大阪など県境を越えた感染拡大地域との往来を自粛してください。
- 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等や、時短要請時間外に営業している飲食店等には、絶対に出入りしないでください。
- 飲食店等への酒類の持ち込みは絶対にやめてください。

2. 若い方々のリスクの高い行動の自粛

- コンビニ等から酒類を購入し、店先や路上、公園などでの飲酒は絶対にやめてください。
- 友人等グループによる自宅での飲み会(宅飲み)も避けてください。
- 家庭において、「ウイルスを家庭に持ち込まない」「ウイルスを家庭内に広げない」「ウイルスを家庭外に広げない」行動をしてください。
- 部活動やサークル活動などの際には、マスクの着用・手指消毒など感染対策を徹底してください。

3. 出勤の抑制

- 「出勤者の7割削減」を目指し、テレワークやテレビ会議などの活用をお願いします。

令和3年5月10日

兵庫県知事

井戸敏三